

平成27年清瀬市議会第1回定例会

(1) 市長提出議案

議案番号等	議案名等	概 要	議決日 結 果																																																																																
議案 第1号	平成27年度清瀬市一般会計予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">歳入総額</td> <td style="text-align: right;">28,537,000千円</td> </tr> <tr> <td>市税</td> <td style="text-align: right;">9,100,185千円</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td style="text-align: right;">105,000千円</td> </tr> <tr> <td>利子割交付金</td> <td style="text-align: right;">58,000千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金</td> <td style="text-align: right;">118,000千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金</td> <td style="text-align: right;">72,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金</td> <td style="text-align: right;">1,498,000千円</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税交付金</td> <td style="text-align: right;">42,000千円</td> </tr> <tr> <td>国有提供施設交付金</td> <td style="text-align: right;">26,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td style="text-align: right;">56,548千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td style="text-align: right;">3,775,000千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金</td> <td style="text-align: right;">9,000千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">272,013千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">315,901千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">5,789,730千円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td style="text-align: right;">4,290,238千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td style="text-align: right;">3,156千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">2,960千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: right;">514,930千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: right;">400,000千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: right;">287,339千円</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td style="text-align: right;">1,801,000千円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td style="text-align: right;">28,537,000千円</td> </tr> <tr> <td>主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会費</td> <td style="text-align: right;">282,261千円</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td style="text-align: right;">2,974,877千円</td> </tr> <tr> <td> 長期総合計画策定事業推進経費</td> <td style="text-align: right;">15,430千円</td> </tr> <tr> <td> 新庁舎建設事業費</td> <td style="text-align: right;">10,549千円</td> </tr> <tr> <td> 市史編さん関係経費</td> <td style="text-align: right;">10,605千円</td> </tr> <tr> <td> 情報システム管理運営事業費</td> <td style="text-align: right;">367,003千円</td> </tr> <tr> <td> 野塩地域市民センター管理費</td> <td style="text-align: right;">16,791千円</td> </tr> <tr> <td> 松山地域市民センター管理費</td> <td style="text-align: right;">14,500千円</td> </tr> <tr> <td>清瀬市議会議員選挙及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 清瀬市長選挙費</td> <td style="text-align: right;">35,303千円</td> </tr> <tr> <td> 基幹統計調査費</td> <td style="text-align: right;">32,792千円</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td style="text-align: right;">15,888,459千円</td> </tr> <tr> <td> 介護保険特別会計繰出金</td> <td style="text-align: right;">944,899千円</td> </tr> <tr> <td> 臨時福祉給付金給付事業費</td> <td style="text-align: right;">118,102千円</td> </tr> <tr> <td> 後期高齢者医療特別会計繰出金</td> <td style="text-align: right;">900,228千円</td> </tr> <tr> <td> 自立支援給付事業費</td> <td style="text-align: right;">1,617,038千円</td> </tr> </table>	歳入総額	28,537,000千円	市税	9,100,185千円	地方譲与税	105,000千円	利子割交付金	58,000千円	配当割交付金	118,000千円	株式等譲渡所得割交付金	72,000千円	地方消費税交付金	1,498,000千円	自動車取得税交付金	42,000千円	国有提供施設交付金	26,000千円	地方特例交付金	56,548千円	地方交付税	3,775,000千円	交通安全対策特別交付金	9,000千円	分担金及び負担金	272,013千円	使用料及び手数料	315,901千円	国庫支出金	5,789,730千円	都支出金	4,290,238千円	財産収入	3,156千円	寄附金	2,960千円	繰入金	514,930千円	繰越金	400,000千円	諸収入	287,339千円	市債	1,801,000千円	歳出総額	28,537,000千円	主なもの		議会費	282,261千円	総務費	2,974,877千円	長期総合計画策定事業推進経費	15,430千円	新庁舎建設事業費	10,549千円	市史編さん関係経費	10,605千円	情報システム管理運営事業費	367,003千円	野塩地域市民センター管理費	16,791千円	松山地域市民センター管理費	14,500千円	清瀬市議会議員選挙及び		清瀬市長選挙費	35,303千円	基幹統計調査費	32,792千円	民生費	15,888,459千円	介護保険特別会計繰出金	944,899千円	臨時福祉給付金給付事業費	118,102千円	後期高齢者医療特別会計繰出金	900,228千円	自立支援給付事業費	1,617,038千円	3月24日 可決
歳入総額	28,537,000千円																																																																																		
市税	9,100,185千円																																																																																		
地方譲与税	105,000千円																																																																																		
利子割交付金	58,000千円																																																																																		
配当割交付金	118,000千円																																																																																		
株式等譲渡所得割交付金	72,000千円																																																																																		
地方消費税交付金	1,498,000千円																																																																																		
自動車取得税交付金	42,000千円																																																																																		
国有提供施設交付金	26,000千円																																																																																		
地方特例交付金	56,548千円																																																																																		
地方交付税	3,775,000千円																																																																																		
交通安全対策特別交付金	9,000千円																																																																																		
分担金及び負担金	272,013千円																																																																																		
使用料及び手数料	315,901千円																																																																																		
国庫支出金	5,789,730千円																																																																																		
都支出金	4,290,238千円																																																																																		
財産収入	3,156千円																																																																																		
寄附金	2,960千円																																																																																		
繰入金	514,930千円																																																																																		
繰越金	400,000千円																																																																																		
諸収入	287,339千円																																																																																		
市債	1,801,000千円																																																																																		
歳出総額	28,537,000千円																																																																																		
主なもの																																																																																			
議会費	282,261千円																																																																																		
総務費	2,974,877千円																																																																																		
長期総合計画策定事業推進経費	15,430千円																																																																																		
新庁舎建設事業費	10,549千円																																																																																		
市史編さん関係経費	10,605千円																																																																																		
情報システム管理運営事業費	367,003千円																																																																																		
野塩地域市民センター管理費	16,791千円																																																																																		
松山地域市民センター管理費	14,500千円																																																																																		
清瀬市議会議員選挙及び																																																																																			
清瀬市長選挙費	35,303千円																																																																																		
基幹統計調査費	32,792千円																																																																																		
民生費	15,888,459千円																																																																																		
介護保険特別会計繰出金	944,899千円																																																																																		
臨時福祉給付金給付事業費	118,102千円																																																																																		
後期高齢者医療特別会計繰出金	900,228千円																																																																																		
自立支援給付事業費	1,617,038千円																																																																																		

		国民健康保険特別会計繰出金	1,208,959千円	
		私立幼稚園等助成費	221,011千円	
		保育園運営事業費	1,691,756千円	
		児童扶養手当事業費	301,169千円	
		児童育成手当事業費	231,036千円	
		児童手当等事業費	1,158,470千円	
		子育て世帯臨時特例給付金		
		給付事業費	37,919千円	
		乳幼児医療費助成事業費	134,217千円	
		私立保育園助成事業費	298,117千円	
		子育てクーポン事業費	3,899千円	
		生活保護援護費	4,038,424千円	
		衛生費	1,721,436千円	
		災害医療対策費	2,000千円	
		市民健康診査費	24,587千円	
		昭和病院企業団運営費	87,880千円	
		妊婦健康診査事業費	39,023千円	
		乳幼児健康診査事業費	15,733千円	
		がん検診推進事業費	14,802千円	
		がん検診費	25,378千円	
		定期予防接種費	152,243千円	
		任意予防接種事業	7,263千円	
		環境保全啓発費	12,968千円	
		一部事務組合運営費	616,498千円	
		収集作業費	257,294千円	
		労働費	5,875千円	
		農林業費	92,525千円	
		農業振興対策費	44,433千円	
		環境保全型農業推進事業費	4,380千円	
		商工費	90,603千円	
		商工会等育成費	32,883千円	
		融資事業費	3,900千円	
		農商工共同事業費	800千円	
		消費者保護対策事業費	3,446千円	
		土木費	1,021,682千円	
		道路整備事業費	214,101千円	
		道路用地購入事業費	18,946千円	
		歩道用地購入事業費	18,428千円	
		放置自転車対策費	12,826千円	
		特定緊急輸送道路沿道建築物		
		耐震化促進事業費	35,033千円	
		都市計画街路調査費	10,000千円	
		下水道事業特別会計繰出金	210,398千円	
		公園管理経費	71,487千円	
		緑地保全事業費	26,892千円	

		緑地整備事業費 117,093千円 住宅関係事業費 7,223千円 消防費 1,012,631千円 消防事務委託費 914,686千円 消防団運営費 62,619千円 防災対策事業費 20,100千円 教育費 3,323,481千円 教育相談センター関係経費 14,069千円 情報教育推進事業費 48,950千円 学力向上推進事業費 48,729千円 学校緑化推進事業費 90,511千円 インクルーシブ教育研究事業費 6,000千円 施設維持管理費（小学校） 52,143千円 運営管理費（小学校） 135,846千円 就学援助費（小学校） 53,370千円 給食業務費（小学校） 106,797千円 校舎改造事業費（小学校） 30,000千円 体育館改造事業費（小学校） 17,000千円 施設維持管理費（中学校） 41,527千円 運営管理費（中学校） 74,321千円 就学援助費（中学校） 54,778千円 給食業務費（中学校） 111,303千円 校舎改造事業費（中学校） 744,300千円 体育館改造事業費（中学校） 33,380千円 コミュニティプラザ管理運営経費 45,634千円 地域市民センター等管理費 94,022千円 清瀬けやきホール管理運営経費 71,001千円 図書館運営費 51,526千円 駅前図書館運営費 12,334千円 特別展事業費（南雲義男展） 650千円 体育施設管理費 280,549千円 公債費 2,102,620千円 諸支出金 550千円 予備費 20,000千円	
議案 第2号	平成27年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算	歳入総額 9,962,000千円 主なもの 国民健康保険税 1,673,227千円 国庫支出金 1,754,912千円 療養給付費交付金 280,645千円 前期高齢者交付金 2,316,668千円 都支出金 504,868千円 共同事業交付金 2,214,113千円 繰入金 1,208,959千円	3月24日 可決

		歳出総額 9,962,000千円 主なもの 保険給付費 5,916,253千円 後期高齢者支援金等 1,101,302千円 介護納付金 430,649千円 共同事業拠出金 2,218,955千円 保健事業費 115,662千円	
議案 第3号	平成27年度清瀬市下水道事業 特別会計予算	歳入総額 1,217,000千円 主なもの 使用料及び手数料 895,141千円 国庫支出金 21,000千円 繰入金 210,398千円 市債 76,000千円 歳出総額 1,217,000千円 主なもの 下水道管理費 195,070千円 下水道維持管理費 351,717千円 下水道建設費 101,496千円 公債費 567,717千円	3月24日 可決
議案 第4号	平成27年度清瀬市駐車場事業 特別会計予算	歳入総額 80,000千円 繰越金 1,999千円 諸収入 78,001千円 歳出総額 80,000千円 駐車場費 19,528千円 公債費 59,472千円 予備費 1,000千円	3月24日 可決
議案 第5号	平成27年度清瀬市介護保険特 別会計予算	歳入総額 6,120,000千円 主なもの 保険料 1,240,694千円 国庫支出金 1,385,731千円 支払基金交付金 1,631,302千円 都支出金 874,350千円 繰入金 984,899千円 歳出総額 6,120,000千円 主なもの 総務費 188,698千円 保険給付費 5,772,270千円 地域支援事業費 150,027千円	3月24日 可決

議案 第6号	平成27年度清瀬市後期高齢者 医療特別会計予算	歳入総額 主なもの 後期高齢者医療保険料 繰入金 歳出総額 主なもの 総務費 広域連合納付金 保健事業費	1,695,000千円 730,446千円 900,228千円 1,695,000千円 34,258千円 1,569,363千円 86,879千円	3月24日 可決
議案 第7号	平成26年度清瀬市一般会計補 正予算(第5号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 国庫支出金 都支出金 財産収入 繰入金 市債 歳出総額 主なもの 総務費 民生費 商工費 土木費 教育費 諸支出金	29,105,392千円 29,460,806千円 355,414千円 116,624千円 81,583千円 20,526千円 158,516千円 ▲23,000千円 355,414千円 123,046千円 90,191千円 95,828千円 ▲36,627千円 ▲17,024千円 100,000千円	3月24日 可決
議案 第8号	平成26年度清瀬市国民健康保 険事業特別会計補正予算(第1 号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 療養給付費交付金 繰越金 歳出総額 主なもの 保険給付費 諸支出金	8,936,000千円 9,227,576千円 291,576千円 23,829千円 267,382千円 291,576千円 23,829千円 267,382千円	3月24日 可決
議案 第9号	平成26年度清瀬市下水道事業 特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 繰入金	1,885,472千円 1,879,503千円 ▲5,969千円 ▲5,969千円	3月24日 可決

		歳出総額 ▲5,969千円 主なもの 下水道事業費 ▲5,969千円	
議案 第10号	平成26年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	補正前の歳入歳出総額 1,647,000千円 補正後の歳入歳出総額 1,689,886千円 歳入総額 42,886千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 32,826千円 繰越金 8,684千円 歳出総額 42,886千円 主なもの 広域連合納付金 33,752千円 諸支出金 8,684千円	3月24日 可決
議案 第11号	清瀬市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例	<p>市は、保育所等を利用する支給認定こどもの扶養義務者等に対する利用者の負担金について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として定めることが規定されたので、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものです。</p> <p>なお、利用者負担額は、支給認定こどもの年齢、保育必要量、支給認定保護者の属する世帯の所得状況等を勘案して規則で定めます。</p> <p>また、私立保育園の利用者負担についても、市立保育園に準じて家計に与える影響を考慮し、かつ、保育認定こどもの年齢に応じて規則で定めるよう附則で規定します。</p>	3月24日 可決
議案 第12号	清瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、従前、国（厚生労働省）が定めていた指定介護予防支援等を実施するための基準は、各地方公共団体の条例で規定することとされました。</p> <p>これにより、指定介護予防支援等を実施するにあたっての基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>主な規定 1 人員に関する基準を規定します。</p>	3月24日 可決

		<p>2 事業者の運営に関する基準を規定します。</p> <p>3 介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を規定します。</p> <p>4 基準該当介護予防支援の事業についての基準を規定します。</p>	
議 案 第 13 号	清瀬市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、従前、国（厚生労働省）が定めていた包括的支援事業の運営等に関する基準は、各地方公共団体の条例で規定することとされました。</p> <p>これにより、包括的支援事業の運営等に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。</p>	3月24日 可 決
議 案 第 14 号	清瀬市行政手続条例の一部を改正する条例	<p>行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行に伴い、法改正の趣旨に沿って条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正規定</p> <p>1 市の機関が行政指導する際、関係する許認可等の権限等を行使する旨を相手方に伝えるときは、行政指導に係る許認可等の根拠法等を示すよう規定します。</p> <p>2 市の機関が執行する行政指導が法律又は条例に適合しないと判断したときは、その相手方は文書で行政指導の中止等を求める申出ができるよう規定します。</p> <p>3 法令に違反する行為があつて、行政庁等が是正に向けた処分又は行政指導をしない場合は、行政庁等に文書で是正処分等を求める申出ができるよう規定します。</p>	3月24日 可 決
議 案 第 15 号	清瀬市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市コミュニティプラザの各施設を、より有効に活用するため、用途ごとに定めた施設区分を改める条例の一部改正をするものです。</p> <p>改正点の概要</p> <p>1 美術室（時間単位貸出施設） →美術作品展示室</p> <p>2 作業室（時間単位貸出施設） →市史編さん作業室</p>	3月24日 可 決

		<p>3 交流スペース（自由活用スペース） →217室（月単位貸出施設）</p> <p>4 会議室206（時間単位貸出施設） →交流スペース（自由活用スペース）</p>															
議 案 第 16 号	清瀬市立保育園設置条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に沿って、市立保育園を利用する支給認定ごとの扶養義務者等が負担する保育料の規定を整備すると共に、市立第4保育園及び第5保育園を市立保育園から除くため、条例の一部を改正するものです。	3月24日 可 決														
議 案 第 17 号	清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の施行に伴い、条例に引用している国民健康保険法の条項が繰り下げられることから、条例の一部を改正するものです。	3月24日 可 決														
議 案 第 18 号	清瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>平成27年度から平成29年度までの3年間における介護保険料の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正の概要等</p> <p>1 介護保険料を算定する所得段階のうち、現行の第1段階と第2段階を国の制度改正に基づき統合します。</p> <p>2 介護保険料を算定する所得段階を、現行の13段階（実質15段階）から18段階に細分化し、より被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう工夫します。</p> <p>3 改正条例の附則において、第1段階に該当する被保険者の保険料を規則の定めにより軽減できるよう規定します。</p>	3月24日 可 決														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (所得段階)</th> <th>改 定 案</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(改定：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下</td> <td>(現行：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者</td> <td>26,200円</td> </tr> <tr> <td>(現行：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下</td> <td>26,200円</td> </tr> <tr> <td>(改定：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税120万円以下</td> <td>(現行：特例第3段階) 世帯非課税120万円以下</td> <td>37,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (所得段階)	改 定 案	現 行	(改定：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下	(現行：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者	26,200円	(現行：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下	26,200円	(改定：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税120万円以下	(現行：特例第3段階) 世帯非課税120万円以下	37,900円			42,300円	
区 分 (所得段階)	改 定 案	現 行															
(改定：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下	(現行：第1段階) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者	26,200円															
	(現行：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税80万円以下	26,200円															
(改定：第2段階) 施行令第2号に掲げる者であって、世帯非課税120万円以下	(現行：特例第3段階) 世帯非課税120万円以下	37,900円															
		42,300円															

	(改定：第3段階) 施行令第3号に掲げる者であって、前2号以外の世帯非課税	(現行：第3段階) 施行令第3号に掲げる者であって、上記以外の世帯非課税	49,800円	43,700円	
	(改定：第4段階) 施行令第4号に掲げる者であって、世帯課税・本人非課税80万円以下	(現行：特例第4段階) 世帯課税・本人非課税・80万円以下	57,300円	51,300円	
	(改正：第5段階) 施行令第5号に掲げる者であって、上記以外の世帯課税・本人非課税	(現行：第4段階) 施行令第4号に掲げる者であって、上記以外の世帯課税・本人非課税	68,200円	58,300円	
	(改定：第6段階) 本人課税120万円未満	(現行：第5段階) 本人課税125万円未満	76,400円	66,500円	
	(改定：第7段階) 本人課税120万円以上190万円未満	(現行：第6段階) 本人課税125万円以上190万円未満	86,600円	75,200円	
	(改定：第8段階) 本人課税190万円以上290万円未満	(現行：第7段階) 本人課税190万円以上300万円未満	95,500円	82,200円	
	(改正：第9段階) 本人課税290万円以上400万円未満	(現行：第8段階) 本人課税300万円以上400万円未満	103,700円	88,600円	
	(改正：第10段階) 本人課税400万円以上500万円未満	(現行：第9段階) 本人課税400万円以上500万円未満	113,200円	97,400円	
	(改正：第11段階) 本人課税500万円以上600万円未満	(現行：第10段階) 本人課税500万円以上600万円未満	118,700円	100,900円	
	(改正：第12段階) 本人課税600万円以上700万円未満	(現行：第11段階) 本人課税600万円以上800万円未満	128,200円	109,100円	
	(改定：第13段階) 本人課税700万円以上800万円未満		135,000円		
	(現行：第14段階) 本人課税800万円以上900万円未満	(現行：第12段階) 本人課税800万円以上1,000万円未満	144,600円	118,400円	
	(改定：第15段階) 本人課税900万円以上1,000万円未満		152,100円		
	(改定：第16段階) 本人課税1,000万円以上2,000万円未満	(現行：第13段階) 本人課税1,000万円以上	163,700円	126,000円	
	(改定：第17段階) 本人課税2,000万円以上3,000万円未満		173,900円		
	(改定：第18段階) 本人課税3,000万円以上		184,200円		
議案第19号	清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行により、現行の指定地域密着型サービスに包括されている「複合型サービス」は、サービスの形態を新たに「看護小規模多機能型居宅介護」に改めて事業を展開させることとなりました。 これにより、新たな制度に向けて規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。			3月24日 可決
議案第20号	清瀬市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営基準並びに介護予防の支援方法に関する条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行により、指定複合型サービス事業所における定義等を新たに規定する必要が生じた等のため、条例の一部を改正するものです。			3月24日 可決

議 案 第 21 号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>開発行為により市へ寄附があった2か所の公園を都市公園以外の公園（児童遊園）として規定するため、条例の一部改正をするものです。</p> <p>設置する児童遊園</p> <p>名 称 清瀬市立中里四丁目児童遊園 位 置 東京都清瀬市中里四丁目1181番1</p> <p>名 称 清瀬市立下宿貝戸児童遊園 位 置 東京都清瀬市下宿二丁目501番2</p>	3月24日 可 決
議 案 第 22 号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>市道の付替交換により、市道の路線を廃止するものです。</p> <p>廃止路線 清瀬市道3246号線 (中里四丁目、市立中里地域市民センター東側)</p>	3月24日 承 認
議 案 第 23 号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発に伴う無償譲渡、市道の付替交換による終点変更のため、市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線 清瀬市道1343号線 (下宿二丁目、円通寺東側) 清瀬市道4156号線 (竹丘三丁目、社会福祉法人上宮会西側) 清瀬市道3401号線 (中里四丁目、市立中里地域市民センター東側) 清瀬市道3402号線 (中里四丁目、市立中里地域市民センター東側) 清瀬市道3246号線 (中里四丁目、市立中里地域市民センター東側)</p>	3月24日 承 認
議 案 第 24 号	清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備業務委託契約の契約変更	<p>平成25・26年度の2か年度にわたって施行している「清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備業務」は、水道管等の支障埋設物の移設工事が契約当初の予測より少なく、契約金額に差金が生じたことから、契約金額を減額させて契約を改める必要がでてきました。</p> <p>これにより、契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条に基づ</p>	3月24日 可 決

		<p>の和解を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処介したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分日 平成27年2月20日 2 和解締結日 平成27年2月23日 3 当事者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原告 清瀬市 代表者市長 渋谷金太郎 (2) 被告 学校法人帝京学園 代表者理事長 沖永莊八 4 和解条件（概要） <ol style="list-style-type: none"> (1) 被告は、清瀬市立清瀬内山運動会園及び清瀬市立下宿第三運動会園（以下「当核施設」という。）に被告の経費で設置した構築物（人工芝グラウンド、管理棟等）を本年6月1日に原告に寄附する。ただし、寄附日前であっても原告は当核施設を使用又は変更することができる。 (2) 原告、被告、清瀬市体育協会が当核施設の管理、運営のために締結した協定及び契約等を全て解消していることを確認する。 (3) 被告は、本年6月1日までに、原告に解決金として金200万円を支払う。 (4) 原告、被告及び体育協会は、当核施設に関して債権債務のないことを相互に確認する。 	
議案 第29号	平成26年度清瀬市一般会計補正予算(第6号)	<p>清瀬内山運動会園サッカー場等を早期に改修し、市の公の施設として市民が有効活用できるよう整備するため、一般会計の補正予算を編成するものです。</p> <p>補正予算の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補正事項 債務負担行為 2 専業等名目 内山運動会園サッカー場等改修事業 3 限度額 267,800千円 4 期間 平成26年度から平成27年度まで 	3月2日 可決
議案 第30号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>市立学童クラブの入所待機児童の解消を図るため、市立十小学童クラブの定員を「30人」から「40人」に増員する条例の一部改正をするものです。</p>	3月24日 可決
議案 第31号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>平成26年度の東京都人事委員会勧告に準じ、平成26年第4回定例会で議決を経て改定した市職員の月</p>	3月24日 可決

		<p>額給料を、勧告における第2段階目の措置として本年4月1日から平均1.7%引き下げる改定をします。また、事務職員の給料に適用する行政職給料表(1)の係長相当職級の「3級」及び課長補佐職相当級の「4級」を統合し、新たな「3級」を設ける表の改正も行います。</p> <p>このほか、国及び都の措置に準じて、市職員の通勤手当の上限月額を55,000円とし、障害を有する職員の手当月額を平均13%引き上げます。併せて、6月及び12月に市職員に支給する勤勉手当の算定基礎から扶養手当額を除く改正も行います。</p> <p>また、この改正条例では、本則において行政職給料表(1)における「級」を改正することから、給料表の規定を準用する「清瀬市職員の旅費に関する条例」の規定を改めるため、附則において同条例の改正も併せて行います。</p>	
議 案 第 32 号	清瀬内山運動公園サッカー場等 改修事業請負契約	<p>市は、市立清瀬内山運動公園及び市立下宿第三運動公園の施設整備を図るため、サッカーグラウンドの人工芝張替及び夜間照明等の新設などを中心とした同運動公園の改修工事を施行します。</p> <p>この工事の予定価格は1億5千万円以上であることから、選定業者と正規に契約を締結するため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 清瀬内山運動公園サッカー場等改修事業請負契約 2 契約金額 金260,280,000円 (平成26年度及び27年度の債務負担行為) 3 契約相手方 東京都中野区東中野3丁目20番10号 日本体育施設株式会社 東京支店 取締役支店長 岡 村 賢 4 選定方法 随意契約(プロポーザル(企画提案型)方式による。) 5 施工等 市立清瀬内山運動公園=グラウンド2面の人工芝張替、競技用夜間照明のLED化 市立第三運動公園=競技用LED夜間照明の新 	3月24日 可 決

		設、クラブハウス改修工事（更衣室増設）	
--	--	---------------------	--